

津市立地適正化計画に基づく届出制度のご案内

これまでの都市は、人口増加を背景として市街地を拡大してきましたが、今後も本市が持続的に発展し、安心して暮らせる都市をつくりあげていくためには、様々な都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市づくりを実現していく必要があります。このような背景を受け、本市でも多極ネットワーク型コンパクトシティの構築に向け、津市立地適正化計画を策定しました。

それに伴い平成30年3月31日から、津都市計画区域内で一定規模以上の住宅や誘導施設の開発、建築の際に、着工の30日前までに市へ届出が必要となる場合があります。また、誘導施設を休止または廃止しようとする場合についても、休廃止の30日前までに市へ届出が必要となる場合があります。

○届出が必要な行為と規模

①居住促進エリア(居住誘導区域)以外で必要な届出

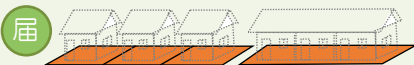
※①居住促進エリアは②都市拠点エリアを含みます。区域は裏面を参照

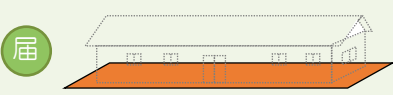
居住促進エリア(居住誘導区域)以外

下記に示す行為を行う場合は届出が必要となります。

○開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

①の例示  届 3戸の開発行為

②の例示  届 1,300㎡ 1戸の開発行為

800㎡  不要 2戸の開発行為

○建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合

①の例示  届 3戸の建築行為

1戸の建築行為  不要

②都市拠点エリア(都市機能誘導区域)内外で必要な届出

※区域は裏面を参照

都市拠点エリア(都市機能誘導区域)以外

下記に示す行為を行う場合は届出が必要となります。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

計画区域(津都市計画区域)

都市拠点エリア(都市機能誘導区域)

誘導施設

- 医療施設 (「内科」を含む施設)
- 商業施設 (床面積1,000㎡以上の食品スーパー)
- すべての金融施設



居住促進エリア(居住誘導区域)

不要

必要

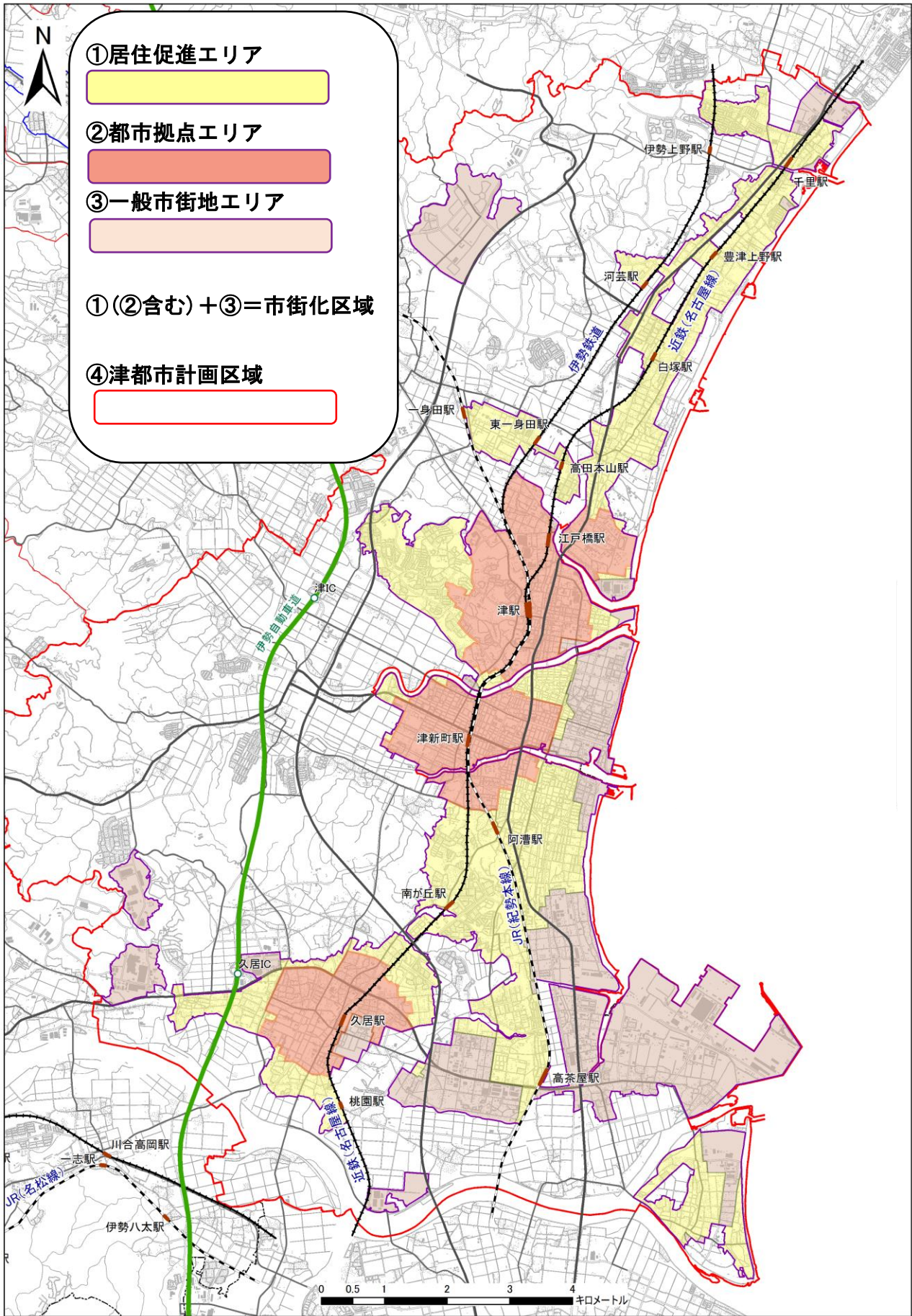


都市拠点エリア(都市機能誘導区域)内

下記に示す行為を行う場合は届出が必要となります。

○休廃止

誘導施設を休止または廃止しようとする場合



問い合わせ先

津市役所 都市計画部 都市政策課
 〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号
 TEL:059-229-3181 FAX: 059-229-3336
 Eメール 229-3177@city.tsu.lg.jp